

年税第 19 号
平成 28 年 5 月 19 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 今村 定臣

消費税の軽減税率制度の対応への協力について

今般、厚生労働省・国税庁・中小企業庁より、平成 29 年 4 月に導入が予定されている消費税の軽減税率制度への対応について、別添の「消費税の軽減税率制度の対応への協力について」の通り、広報・周知等の協力依頼がありました。

本会は、当面、本会のホームページ上の「税制関連資料コーナー」（<http://www.med.or.jp/doctor/report/001192.html>）を通じて情報提供を行うとともに、年金・税制課が相談窓口として対応します。

貴会におかれましても、広報・周知、説明会の開催案内及び支援体制の構築、都道府県別の軽減税率制度導入協議会への参加等にご協力いただきますようお願い申し上げます。

以下、本通知についての補足説明です。

（軽減税率制度の概要）

軽減税率制度の概要につきましては、別添の「消費税の軽減税率制度が導入されます」をご参照ください。

医療機関における軽減税率対応の概要は、以下のとおりですが、あくまで概要ですので、詳細は税理士等の専門家にご確認ください。

軽減税率の対象品目は、①酒類・外食を除く飲料食品、②週 2 回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）とされました。

医療機関の売上については、売店で飲食料品の販売や、有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供などが軽減税率の対象となりますので、課税事業者でこれらの事業を行う医療機関は軽減税率への対応が必要になります。また、これらの事業を行う免税事業者でも、課税事業者と取引する場合、区分記載請求書等（現行の請求書等の記載事項に加え、①軽減税率の対象品目である旨の記載、②税率ごとに合計した対価の額（税込の記載）を記載）の発行を求められる場合があります。

一方、医療機関の仕入については、病院食や社員食堂の材料費はもとより、会議費や交際費としての飲食料品等の購入が軽減税率の対象となりますので、課税事業者である医療機関の多くは、仕入税額控除のため、区分記載請求書等と帳簿の保存が必要となります。

平成 33 年 4 月 1 日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

また、税額計算は、原則として、売上又は仕入を税率ごとに区分して行うこととなります。ただし、売上又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、一定の期間、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

（軽減税率対策補助金）

本通知に記載されている軽減税率対策補助金の概要については、医療法人は対象となりませんが、参考までに別添の「軽減税率対策補助金」をご参照ください。

[添付資料]

- 消費税の軽減税率制度の対応への協力について（厚生労働省・国税庁・中小企業庁）
- 消費税の軽減税率が導入されます(国税庁)
- 軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）
- （参考資料） 国税庁「消費税の軽減税率制度に関する Q & A（個別事例編）」より抜粋

平成 28 年 4 月 20 日

日本医師会 御中

厚生労働省
国税庁
中小企業庁

消費税の軽減税率制度の対応への協力について

平素から、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）の成立により消費税法等の一部が改正され、平成 29 年 4 月に軽減税率制度を導入することとされております。

これを受けて、4 月 8 日に開催された消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議におきまして、軽減税率制度の円滑な導入に向けた取組を関係府省庁が連携して推進していくこととなりました。

つきましては、軽減税率制度への対応が必要となる事業者の皆様の準備が円滑に進むよう、貴団体におかれては、広報・周知等、下記の事項にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 広報・周知

各種広報資料の配布や貴団体ホームページ（国のホームページ特設サイトへのリンクの作成等）を通じ、傘下の各団体及び事業者の皆様に対して、軽減税率制度の内容及び中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する広報・周知をお願いいたします。

[軽減税率制度関係のホームページ特設サイト]

- ・ 特集-消費税の軽減税率制度（政府広報オンライン）：
http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html
- ・ 消費税の軽減税率制度について（国税庁）：
<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>
- ・ 軽減税率対策補助金（軽減税率対策補助金事務局）：
<http://kzt-hojo.jp/>

2. 説明会の開催案内及び支援体制の構築

貴団体傘下の各団体におかれましては、税務署や市町村等が開催する説明会の日程の案内にご協力いただくほか、必要に応じて、各地域の税務署や商工会・商工会議所等の中小企業団体と連携を図りつつ、貴団体傘下の各団体主催の説明会を開催いただくようお願いいたします。

また、傘下の各団体及び事業者の皆様からの相談に対応するための窓口設置など、必要な支援体制を構築いただくとともに、内容に応じて国の相談窓口にお取り次ぎいただくようお願いいたします。

[参考：国の相談窓口]

- ・ 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）
最寄り（又は所轄）の税務署（専用コールセンター）
※音声ガイダンスに従い「#」又は「3」をプッシュ
（受付時間）8:30～17:00（土・日・祝除く）
※税務署の電話番号等につきましては、国税庁ホームページから確認できます。
国税庁ホームページ：<http://www.nta.go.jp/>

- ・ レジ導入・システム改修等の支援に関する相談（軽減税率対策補助金事務局）
軽減税率対策補助金事務局コールセンター
0570-081-222（ナビダイヤル）
03-6627-1317（IP電話用）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

- ・ 消費税の転嫁等に関する相談や消費税制度に関する一般的なお問合わせ
消費税価格転嫁等総合相談センター
0570-200-123（ナビダイヤル）
（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝除く）

3. 都道府県別の軽減税率制度導入協議会への参加

上記1.及び2.で実施する広報・周知や説明会の開催等を効果的に実施していくため、中小企業団体や業種団体と国・地方を含めた行政機関等が参加する「軽減税率制度導入協議会」（別紙）を都道府県ごとに組織し、軽減税率制度や中小企業・小規模事業者等の皆様に対する支援措置に関する必要な情報の共有を図ることとしております。

本協議会の事務局は、都道府県商工会連合会にご担当いただく予定ですが、傘下の各団体等に対しまして、事務局からの案内がございましたら、本協議会へ積極的に参加いただくようご連絡をお願いいたします。

4. その他

軽減税率制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様の準備状況等を検証するため、今後、定期的にアンケート調査の実施を予定しておりますことから、調査実施に当たりましては、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

軽減税率制度のポイント

軽減税率制度の導入時期	平成29年4月1日（消費税率の引上げと同時）
消費税等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 ^{（注）} 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 ^{（注）} 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> 対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等^{（注1）}の保存」ですが、軽減税率制度導入後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等^{（注2）}の保存が要件となります。 <p>（注1）「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 （注2）「区分記載請求書等」といいます。なお、平成33年4月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> 売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。 区分経理が困難な事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。

～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

課税事業者の方

- 軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり
例）飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等）
- 軽減税率対象品目の仕入れのみあり
例）会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等

- 発行する請求書等は区分記載請求書等へ
- 取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理）
- 申告時の税額計算
※仕入れのみの場合は②と③

- 軽減税率の対象となる品目
 - 帳簿及び請求書等の記載と保存
 - 税額計算の特例
- をご覧ください。

免税事業者の方

軽減税率対象品目の売上げあり

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

- 軽減税率の対象となる品目
 - 帳簿及び請求書等の記載と保存
- をご覧ください。

1 軽減税率の対象となる品目

課税事業者・免税事業者の方

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の一体資産を含みます。
なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象には含まれません。

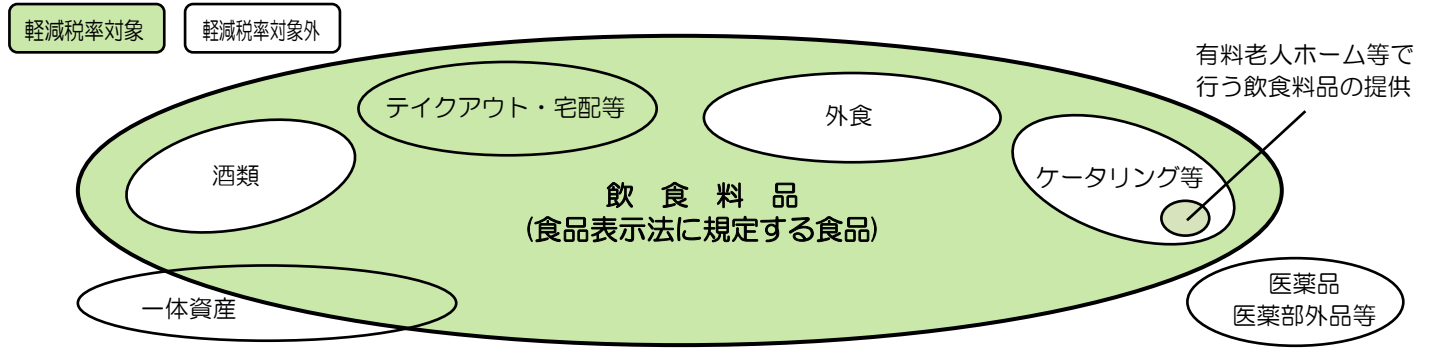
詳細は次ページ

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）。

1 軽減税率の対象となる品目（つづき）

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲（イメージ）》



主な用語の意義・留意点

飲食料品	飲食料品とは、「一般に人の飲用又は食用に供するもの」をいいます。 例えば、工業用の塩は、軽減税率の対象となる飲食料品に含まれません。
外食	飲食店営業等の事業を営む者が飲食に用いられる設備がある場所において行う食事の提供
ケータリング等	相手方の注文に応じて指定された場所で調理・給仕等を行うもの
テイクアウト・宅配等	飲食店営業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆるテイクアウト・宅配等は軽減税率の対象
一体資産	おもちゃ付きのお菓子など、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているもの 税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2/3以上の場合に限り、全体が軽減税率の対象（それ以外の場合は、標準税率の対象）

2 帳簿及び請求書等の記載と保存（区分記載請求書等保存方式）（平成29年4月～平成33年3月）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分記載請求書等と帳簿の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書等の発行を求められる場合があります。

課税事業者・免税事業者の方

レジの導入・改修などのための中小事業者の方への支援措置（補助金）については、最終ページを参照

期間	請求書等への記載事項	帳簿への記載事項
平成29年3月31日まで 【現行制度】	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額
平成29年4月1日から 平成33年3月31日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） ① 軽減税率の対象品目である旨 ② 税率ごとに合計した対価の額（税込み） ※ ①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による追記も可能	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨

(注) 1 請求書等には、記載事項を満たす領収書や納品書、小売業者が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。
2 取引額が3万円未満の場合や、自動販売機から購入するなど請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が認められます。

《区分記載請求書等の記載例》

〇〇御中

請求書

平成29年11月分 87,200円（税込）

11/1	牛肉	※	5,400円
11/3	小麦粉	※	2,160円
11/27	しょうゆ	※	3,240円
11/30	ビール		6,600円
	合計		87,200円
			(10%対象 44,000円)
			(8%対象 43,200円)

△△(株)

「※」は軽減税率対象品目である旨を示します。

現行の請求書等の記載事項に加え、次の①及び②を記載することとされました。

① 軽減税率の対象品目である旨の記載（例えば、税率（8%）の記載や、「※」「★」等の記号と凡例の記載）

② 税率ごとに合計した対価の額（税込み）の記載

（参考）

取引先から上記①及び②の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいて①及び②の記載事項を自ら追記することができます。

3 税額計算の特例

課税事業者の方

税額計算は、原則として、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分して行うこととなりますが、売上げ又は仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者に対し、売上税額又は仕入税額の計算の特例があります。

(注) 特例の適用期間は、中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が 5,000 万円以下）と中小事業者以外の事業者で異なります。

売上税額の計算特例 売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者は、次の方法により軽減税率の対象売上げ及び売上税額を計算することができます。

区分	① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者	② ①以外の事業者	③ ①・②の計算が困難な事業者（注）
内容	卸売業・小売業に係る売上げに小売等軽減仕入割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 小売等軽減仕入割合 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の仕入額 = $\frac{\text{卸売業・小売業に係る仕入総額}}$ </div>	売上げに軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の売上げとし、売上税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 軽減売上割合 通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上額 = $\frac{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$ </div>	①・②の計算において使用する割合に代えて 50%を使用して、売上税額を計算 （注）主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象
適用対象	中小事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで ※ ①については、簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。		
	中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税資産の譲渡等 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日まで		

仕入税額の計算特例 仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者は、次の方法により軽減税率の対象仕入れ及び仕入税額を計算することができます。

区分	① 売上げを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む事業者	② ①以外の事業者
内容	卸売業・小売業に係る仕入れに小売等軽減売上割合を乗じた金額を軽減税率対象品目の仕入れとし、仕入税額を計算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 小売等軽減売上割合 卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上額 = $\frac{\text{卸売業・小売業に係る売上総額}}$ </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小事業者 簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に簡易課税選択届出書を提出し、同制度を適用可能 (参考)原則はその課税期間の開始前に届出書の提出が必要 ○ 中小事業者以外の事業者 簡易課税制度に準じた方法で仕入税額を計算可能 そのための届出書は、当該計算を行おうとする課税期間中に提出が必要 (参考)適用を受けようとする課税期間ごとに提出が必要
適用対象	中小事業者：以下の期間において行った課税仕入れ 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日まで ※ 簡易課税制度の適用を受けない期間に限る。	中小事業者：以下の課税期間に適用可能 平成 29 年 4 月 1 日から、平成 30 年 3 月 31 日までの日の属する課税期間 ※ 届出書は平成 29 年 1 月 1 日から提出可能
	中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税仕入れ 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日まで	中小事業者以外の事業者：以下の期間において行った課税仕入れ 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の属する課税期間の末日まで ※ 届出書は平成 29 年 1 月 1 日から提出可能

4 適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（平成33年4月1日～）

課税事業者・免税事業者の方

平成33年4月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります（適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度））。

- 適格請求書等を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者（適格請求書発行事業者）
（注）申請受付は、平成31年4月からとなります。
- 適格請求書等には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要
- 適格請求書発行事業者には、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存を義務付け

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

事業者が国内において適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及び帳簿を保存している場合に、以下のとおり仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できます。

期 間	割 合
平成33年4月1日から平成36年3月31日まで	仕入税額相当額の80%
平成36年4月1日から平成39年3月31日まで	仕入税額相当額の50%

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先》

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「#又は3」を押すと、電話相談センターにつながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援^{（注）}
※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせ下さい。 URL <http://kzt-hojo.jp>
専用ダイヤル 0570-081-222 **【受付時間】** 9:00~17:00（土日祝除く）
2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備
※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

《消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応》

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせのほか、軽減税率制度の概要に関する問い合わせを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123 **【受付時間】** 9:00~17:00（土日祝除く）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

複数税率対応として、2つの申請類型があります。

A型

複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。
※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

B型

受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

申請はいつでも受付、できるだけわかりやすく。申請サポートもあります。

- 基本的には、申請書（数枚）と、証拠書類（内訳の分かる支払いの証拠書類（領収書や請求書）、製品の証明書など）で申請できます。申請は随時受付を行います。
※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成いただく必要があります。
- A型及びB-2型は事後申請、B-1型は事前申請になります。
- 申請書の作成サポートも充実しています。
 - ・ A型は一部販売店等による代理申請等が利用可能です。
 - ・ B型はシステムベンダー等による代理申請を原則としています。（※自らパッケージ製品・サービスを購入し導入した場合には、その限りではありません。）

「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(平成28年3月29日)から平成29年3月31日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。

- 申請受付期限
A型及びB-2型 : 平成29年5月31日までに申請（事後申請）
B-1型 : 平成29年3月31日までに事業が完了するように申請（事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。）

参考

この他に、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。（最優遇金利です）
詳細は、お近くの公庫の支店までお問い合わせ下さい。

A型 複数税率対応レジの導入等支援

A型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により合計4種類の申請方式に分かれます。

レジ・導入型

A-1型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

レジ・改修型

A-2型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

モバイルPOSレジシステム

A-3型

複数税率に対応したレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンの汎用端末と付属機器を組み合わせ、レジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

POSレジシステム

A-4型

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

いずれも、補助額は、レジ1台あたり20万円が上限です。

- 基本的には、補助率は2/3ですが、1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2と、補助率が異なります。
- レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドローア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ）も合わせて補助対象となります。
- それぞれの型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円を上限に支援します。

複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限とします。

- 複数台数申請等については、指定の申請書類を追加していただきます。

申請サポート制度が充実しています。

- メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能です。

※代理申請にご協力いただけるメーカーや販売店、ベンダーなどについては、追ってホームページで公表します。

B型 受発注システムの改修等支援

B型は、指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身で行うかで2種類の申請方式に分かれます。

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

B-2型

受発注システム・自己導入型

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる入替も補助対象となります。

原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。

- 取引先間でEDI/EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者（※1）の電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能（※2）のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とします。
 - 電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。
- ※1 電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステムを導入する場合は補助対象とします。
- ※2 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象とします。

B-1型は、指定事業者による代理申請を原則とします。

- 専門知識を必要とするシステムの「改修・入替」のため、「指定事業者による代理申請制度」を導入します。申請者に代わって、システムベンダー等の指定事業者が申請します。
- 申請は2段階。改修・入替に着手する前の「交付申請」と、改修・入替が完了した後の「完了報告」が必要です。いずれも指定事業者が代理申請を行います。
※交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。

B-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。

- 申請はB-1型とは異なり、改修・入替後に行うこととなります。

補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

- （小売事業者等の）発注システムの場合の補助上限額は1000万円、（卸売事業者等の）受注システムの場合の補助上限額は150万円で、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1000万円となります。
- 補助率は、改修・入替に係る費用の2/3です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じるものとします。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）／通話料有料）

0570 (081) 222 （IP電話等からの番号 03 (6627) 1317）

レジメーカー・レジ販売店・システムベンダー等のみなさま
本補助金事業実施にあたり、以下について、ご協力をお願いいたします。

A-1型

レジ・導入型

- ・ レジメーカー様による事務局への指定メーカー登録申請、および対象製品型番登録申請
- ・ 指定レジメーカー様による「対象製品証明書」の発行

A-2型

レジ・改修型

- ・ レジメーカー様および販売店様等による「改修証明書」の発行

A-3型

モバイルPOSレジシステム

- ・ サービスベンダー様による事務局への指定ベンダー登録申請、および対象サービス・対象製品（対象パッケージ）型番登録申請
- ・ 指定ベンダー様による「対象サービス・対象製品（対象パッケージ）証明書」の発行

A-4型

POSレジシステム

- ・ POSレジメーカー様、ベンダー様による事務局への指定メーカー・ベンダー登録申請、および対象製品型番登録申請
- ・ 指定POSレジメーカー様、ベンダー様による「対象製品証明書」の発行

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型

- ・ システムベンダー様による事務局への指定システムベンダー登録申請、および改修・入替工数、改修・入替作業単価等の登録申請

B-2型

受発注システム・自己導入型

- ・ パッケージメーカー様による対象パッケージ製品・サービス型番登録申請

補助事業実施にあたり、ご協力をお願いします。

- 指定（メーカー・ベンダー）登録申請、型番登録申請
 - ・ 事務局に型番登録がされた製品が、補助対象となります。
 - ・ 型番登録申請と同様式で（メーカー様・ベンダー様の）指定登録申請も行っております。
- 対象製品証明書、対象サービス証明書：申請者が補助金交付を受けるために必要です。

登録方法等については以下URLをご確認ください。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）／通話料有料）

0570 (053) 555 （IP電話等からの番号 **03 (6627) 1316**）

(参考資料) 国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」

(平成28年4月)より抜粋

(有料老人ホームの飲食料品の提供)

問 53 当社は、有料老人ホームを運営しています。提供する食事は全て税抜価格で、朝食 500円、昼食 550円、夕食 640円で、昼食と夕食の間の15時に500円の間食を提供しています。これらの食事は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

軽減税率の適用対象となる有料老人ホームにおいて行う飲食料品の提供とは、老人福祉法第29条第1項の規定による届出が行われている有料老人ホームにおいて、当該有料老人ホームの設置者又は運営者が、当該有料老人ホームの一定の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます(改正法附則34①一口、改正令附則3②一)。

また、軽減税率の適用対象となるサービス付き高齢者向け住宅において行う飲食料品の提供とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第6条第1項に規定する登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅において、当該サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供をいいます(改正令附則3②二)。

これらの場合において、有料老人ホーム等の設置者又は運営者が、同一の日に同一の者に対して行う飲食料品の提供の対価の額(税抜)が一食につき640円以下であるもののうち、その累計額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供であることとされています。

ただし、設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供のうち、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供(640円以下のものに限る。)をあらかじめ書面により明らかにしている場合には、その対象飲食料品の提供の対価の額によりその累計額を計算するものとされています(平成28年財務省告示第100号)。

ご質問の飲食料品の提供について、あらかじめ書面により、その累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(軽減)	夕食(標準)	合計(内軽減税率対象)
500円 \leq 640円	550円 \leq 640円	500円 \leq 640円	640円 \leq 640円	= 2,190円(1,550円)
(累計500円)	(累計1,050円)	(累計1,550円)	(累計2,190円)	

夕食は、一食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、夕食については、軽減税率の適用対象となりません。

なお、あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合は以下のとおりとなります。

朝食(軽減)	昼食(軽減)	間食(標準)	夕食(軽減)	合計(内軽減税率対象)
500円 \leq 640円	550円 \leq 640円	500円 \leq 640円	640円 \leq 640円	= 2,190円(1,690円)
(累計500円)	(累計1,050円)	累計対象外	(累計1,690円)	

(病院食)

問 55 病院食は、軽減税率の適用対象となりますか。

【答】

健康保険法等の規定に基づく入院時食事療養費に係る病院食の提供は非課税とされていることから、消費税は課されません（消法 6①、消法別表 1 六、消令 14）。

なお、患者の自己選択により、特別メニューの食事の提供を受けている場合に支払う特別の料金については、非課税となりません。また、病室等で役務を伴う飲食料品の提供を行うものですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません（改正法附則 34①一口）。

以上